

平成24年6月4日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第3号

第2回定例会

平成24年6月4日（月曜日）

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

### 一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成24年6月4日（月）

（第2回定例会）

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
7	市政一般について	(1) 市長選挙後、3年半を経過するが、選挙公約と自己採点について	15番 内藤 明	市長
8	住みよい環境づくりについて	(2) 反省点と今後の課題について 蛍が飛び交うようなまちづくりについて		市長
9	環境政策について	(1) 市町村設置型合併浄化槽整備の課題について	16番 川越 孝男	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	行政執行の基本姿勢について	(2) 東京電力(株)原子力発電所事故による放射能汚染対策の課題について (1) コンサル依存からの脱却について (2) 課題を先送りせず、対処することについて		市長 市長 監査委員
11	今国会に上程されている「子ども子育て新システム法案」について	同法案には以下の幾多の問題点があり、寒河江市の子育て施策にも大きな影響をもたらすと考えるが、そのことについての市長の見解を伺いたい。 (1) 幼保一体化について (2) 待機児童の解消について (3) 保護者の負担増と直接契約問題について (4) 児童福祉法第24条の廃止と自治体の責任と義務について (5) 最低基準の廃止による保育の質はどうか (6) 企業の参入と市場化による様々な弊害について	3番 遠藤智与子	市長

### 内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号7番、8番について、15番内藤 明議員。

〔15番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 通告に従って一般質問を行います。

質問に先立って、市長には誠意を持って御答弁いただきますようお願いを申し上げます。

さて、佐藤市長は前回の市長選挙で、選挙公報には「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」というキャッチコピーのもとに、具体的な13の施策を掲げて市民に公約をして市長に当選されました。

市政を担当して間もなく3年半を経過しますが、中学校給食の実施のように既に公約を果たされたものを初め、実施途上にあるものや周辺自治体との合併の推進など未実施のものもありますが、みずから執行してきたこの間の行政運営について総括をし、市長御自身で自己採点をするとは何点ぐらいの点数になると御認識かお伺いしたいと思います。

そして第2に、行政運営の反省点や公約が未実施になっている今後の課題等についての考え方を伺いながら、市民の関心事であることから市長選再出馬の有無についてお答えを願いたいと思います。

次に、蛍が飛び交うようなまちづくりについてお尋ねいたします。

このところわずかではあります、市内でも自然の中で、飼育されたものではない蛍の飛び交う地域が出てきていると聞き、命をつなぐたくましい生命力に感動を覚えるとともに、下水道の普及などで少しずつ水環境がよくなってきていることを実感しております。

かつて蛍は、皆さん御承知のように里山近くだけでなく民家近くの清水の流れる小川や水路のあるところではどこでも見ることができました。ところが、高度経済成長とともに、田畑には強い毒性の農薬が使用され、家庭排水の垂れ流しなどで蛍の生息する場所は汚染で破壊されてきました。

このように、私たち人間はこれまで暮らしやすさを求めて自然の中に入り込み、川の水を汚したりごみを捨てたりして蛍のすみかを荒らしてきたのであります。蛍の幼虫は水のきれいな環境でしか生きることができず、川の水の濁りぐあいで蛍などの水生生物がすめるかどうか決まってしまう、蛍が生きられる川はきれいな水であることが必須条件となっています。言い換えれば、蛍が生きる環境であるということは自然が豊かであり、人が快適に生きる環境であるということのバロメーターでもあるわけであります。

そしてまた、蛍は真夏の夜に幽玄で神秘的な光を放ち、日本的な情緒としてはなくてはならない存在の一つとしてもあるのではないのでしょうか。

そうした美しい光だけに蛍の名所づくりや地域おこしで観光資源にし、人集めの目玉にしているところもありますが、蛍だけの保護でなく蛍も生息する生態系の保護という視点では違和感のあるところが少なくありません。生態を知り、私たち自身が自然の中の一員であることで減りゆく自然にあえぐさまざまな生物に気づくことができるのであって、飼育や養殖でなく現状を把握して生き物の生活を守ることこそ、私は大切なことと思っております。小さな生命ではありますが、未来を担う子供たちの育つ環境づくりのために蛍の飛び交うようなまちづくりを進めるべきであると考えます。

つきましては、河川改修や水路、側溝などの居住環境の整備に当たってはこうしたことを踏まえ、蛍などの水生生物にも配慮したまちづくりを進めるべきと思いますが、市長の見解を伺って第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

内藤議員からは市政運営についてそして住みよい環境づくりについてということで大きく2点御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

最初に、選挙公約に関してお答えをしたいと思います。平成20年12月の市長選挙におきまして、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」をスローガンとして、13項目の選挙公約をお示しをして挑戦をさせていただいて当選させていただいてから3年半になろうとしているわけであります。

市民の皆様とお約束いたしました公約につきましては、就任以来毎年順次その達成状況について自己検証もさせていただいているところでございます。

特に、公約の中で重要とした4項目というものがあるわけでありますが、地域座談会の開催、医療費無料化の拡大、それから中学校給食の実施、そして財政健全化という4項目でありますけれども、地域座談会については就任後から直ちに実施を開始をして平成23年度末までで53回ほどの開催

を数えているところでございます。医療費無料化につきましては、平成21年7月から医療費を就学前まで拡大をし、また平成23年7月からは小学校3年まで実施をいたしました。さらに、来年1月からは小学校6年生まで拡大を予定しているところでございます。また、中学校給食につきましては、関係者の御理解、御協力によりまして平成23年度から実施をすることができたところでございます。財政健全化については、平成21年度に新たな行財政改革指針とアクションプランを策定をいたし、取り組みを進めながら暮らしに密着した必要な予算は増額をしつつ、有利な資金などを活用して市債の減少、財政調整基金の増額、そして財政指標の改善を図ってきているところであります。ある程度順調に財政健全化の道筋を歩んでいるのではないかと考えているところであります。

そのほかの公約、項目につきましても市民の皆様や議会の皆さんの御理解をいただきながら、おむね着実に進めることができているものと認識しているところでございます。

御質問は、これまでの市政運営について自己採点をすればどうかというような御質問でありますけれども、言葉を変えて言うならば3年半の佐藤市政をどう評価するのかということでもありますから、それはあくまで受けとめていただいている市民の皆様が評価されるべきものと思っておりますので、その採点につきましても市民の皆様にお任せをしたいと考えているところであります。

次に、これまでの行政運営の反省点、それから未実施となっている公約の今後の課題などについてどうかということでもありますけれども、先ほど御指摘もありましたけれども、公約の中で市町村合併についてはなかなか取り組みが進んでいないというのが実情でございます。合併の協議について西村山の各自治体にも呼びかけを行っているところでありますけれども、各町とも慎重な姿勢を崩していないというのが状況であります。協議の場の設置までは進んでいないところでございます。

しかしながら、御案内のとおり少子高齢化、人口減少という状況が進む中で現状のままでは各市町が十分な行政サービスを提供することが難しくなっていくのではないかと懸念は、私は変わっておりませんので、例えば1市4町で連携して実施をしている観光事業「山形どまんなか探訪プロジェクト」のように共同による、一緒による施策の実施など、探求をしながらできることから広域に連携していくことを進めていく必要があるのではないかと考えています。

また、私は「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」を基本目標にしながら、市民が主役、市民主体の協働による市政運営というものを進めてきたつもりでございます。そのため、先ほど申しましたけれども、地域座談会の開催、さらには市民アンケート、パブリックコメントの実施、さらには審議会の公募制の導入、ワークショップや市民100人評価委員会の開催、市長への手紙の実施などということで市民の皆さんの声を幅広くお聞きをし、それを市政に反映するというところまでまいりました。また、地域みずからの積極的な取り組みというものを支援していくための地域生き生き元気づくり事業なども実施をさせていただいたところであります。

これらの取り組みによって、市民の皆さんが市政に対してさまざまな意見を発する意識あるいはみずから問題を解決していこうという意識が高まってきているものと認識しているところでありますけれども、さまざまな御意見に対して行政がスピーディーに対応しているかどうかということについてはまだまだ不十分な面もあると思っております。

今後、市民の皆さんからこれまで以上にさまざまな意見をいただけるような仕組みを工夫していくとともに、市民の皆さんがみずから行動し、行政と協働したさまざまな取り組みを拡大していく

ことが課題ではないのかとも思っているところであります。

また、企業誘致、若者の雇用促進、さらには農産物のブランド化や仙台圏との交流促進などについてもこれまで以上に取り組みを強化していく必要がありますし、市立病院の経営健全化も課題であると認識しております。

さらに当面の市政課題については、去る3月定例会の冒頭での施政方針でも申しあげておるわけでありすけれども、東日本大震災を経て、安全・安心に対するニーズや新エネルギーに対する関心が高まっております。これらへの対応が新たな課題であると認識しているところであります。

次に、次期市長選再出馬の有無についての御質問がございました。この件に関しては、これまでの私の市政運営を市民の皆様がどのように評価しているのか広くお聞きをしていく必要もありますし、またもちろん支持者の皆さんとも十分相談をさせていただくということになるかと思いますが、そのこと以上に今寒河江はさくらんぼの時期を迎えて1年間で一番輝く時期であります。ことしは特に、昨年の大震災、福島第一原子力発電所の事故によります風評被害の払拭に向けて市民の先頭に立って市民の皆様とともに全力で取り組んでいかなければならない、そういう大事な時期であると考えておりますので、次期市長選への態度表明につきましては、今後それにふさわしいしかるべき時期とさせていただきたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、蛍が飛び交うようなまちづくりについてということでありすけれども、御質問の趣旨は蛍を豊かな自然と快適な環境のバロメーターであるにとらえ、蛍が飛び交うような居住環境整備を行うべきではないかという趣旨に受けとめさせていただいたところであります。

御案内のとおり、寒河江は四季折々の変化に富んだ水と緑豊かな自然、美しい自然景観や原風景に恵まれ歴史と文化に根差した街並みや建造物と相まってすぐれた景観が形成されているところであります。この美しくすぐれた景観は本市の誇りとなる貴重な財産であります。これを守り育て後世に引き継いでいくことが、行政のみならず4万3,000市民の使命と言っても過言ではないかと思っております。

本市におきましては地域の身近な環境改善運動でありますグラウンドワークの手法により、フラワーロードや地域の公園整備、そして慈恩寺地区の蛍の里づくりなど市民主体の美しい景観づくり、快適な環境づくりが進められているところであります。新第5次振興計画におきましても、施策の項目の一つに「市民主体の景観整備」を掲げているところであります。今後とも市民の皆様と一体になって美しい景観と快適な環境を守りはぐくむまちづくりを進めていかなければならないと考えているところであります。

具体的な御質問として、今後も水生生物などの生息に配慮した河川改修や側溝などの整備を行うべきではないかということでございますが、河川整備につきましては国においても従来のコンクリート主体の河川改修のあり方が修正をされ、平成9年に河川生態系や植生の保護・育成などを河川管理の目的に加えた、河川法の大きな改正がなされているのは御案内のとおりであります。本市におきましても1級河川であります最上川、チェリークア・パーク内の水辺プラザや寒河江川、チェリーランド河川敷などの親水空間の整備が図られてきております。

反面、近年全国的には異常気象による水害が多発しているわけでありす。災害の防止対策が河川整備の主要な課題になってきているのも事実でございます。

本市の市街地中心部を貫く沼川につきましては、自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りながら地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として「ふるさとの川整備事業」を県において実施をしていただいているところでございます。また、幸生地区では県施工治山事業として水生生物の飼育・観察ができる自然環境に配慮した水辺の楽校が整備をされて、地域に親しまれているところであります。中山間地には河川法の適用を受けない普通河川があって、豊かな自然環境が保たれているところであります。

今後、災害対策などの改修を行う場合には、地域の方々との御意見を十分伺っていきながら自然環境にも十分配慮した施工になるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、側溝などの整備については市街地の居住区域の側溝については道路や宅地の雨水排水のために整備されているところであります。常には通水がないということから水生生物などの生息配慮は困難なところがあります。一方、用水路についてはこれまで市街地における景観に配慮した工法で整備をしている事例があるわけでありましたが、水田地帯では耕作地を面的に集積し効率的な耕作を行うため、農業用水の安定的な確保と維持管理の簡素化が求められているところであります。環境に配慮した用水路の整備については、地域住民や農家の方々とは十分な理解が必要なのではないかと考えているところであります。

以上のように、さまざまな課題もあるわけでありましてけれども、河川や側溝などの整備も含めて今後とも自然環境に十分配慮した事業の推進に意を用いてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 御答弁をいただきましてありがとうございます。

市政運営についての自己採点はどのぐらいかというお尋ねをしたんでありますが、大変賢明な答弁をされまして、当然こうした公の場で点数をみずからが、自己採点であろうとなかろうと言われますとそれがひとり歩きするという心配もありますし、そういう意味では大変賢明な御答弁をなされたなと思いますが、もう少し何ていいますか、いろいろ政策に取り組みられている現実を今述べられましたので、それをもっと自信を持ってお答えいただいたらいいんじゃないかなと思っております。

愚問であります、点数はお答えになりませんでしたので、もちろん市民が評価するというものでありましようが、私はこれまでの行政運営を見ておまして十分に次の市長選挙に臨まれる気持ちは持つておられると思っておまして、大変愚問でありますけれども、点数は言われませんでしたけれども、例えば逆に違う聞き方をしますが、優・良・可・不可とあるとしますとどのようなところに相当するとお考えになっているのか承りたいと思っております。

それから……。

○高橋勝文議長 一問一答です。

○内藤 明議員 失礼しました。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 内藤議員がどういう採点をされておられるのか存じませんが、先ほど申しあげましたけれども、任期途中でありますし、まだ今の時点、いろんな走っている状況でありますか

ら、今の段階でなかなか自己評価などということもできるような状況でないと思いますし、市民の皆さんから御判断をいただいてというのが今の心境でありますので御理解をいただきたいと思いません。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 自己評価をして、私が評価しろという後ろで声もありましたが、それは何ていいますか、決まった形の論評といいますか、おかしいことになると思いますのでいずれそれは評価をする時期もあると思いますけれども、ただ先ほど申しましたように十分に次の市長選挙には出られるような考え方をもちだすと私はお見受けしているんであります。最近どうもこの首長さんも吉村知事もそうなんです、もったいぶっているという言い方はおかしいんですが、なかなか再選の出馬の表明をなさらない。ぎりぎりにならないと言わないような、何ていうか、風潮になっているのかなとこういうふうにも思っているところではあります。かつては大体1年ぐらい前になると次の選挙どうするかというのはきちっと表明されたように思うんです。そうした傾向というのは何かあるんでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 近年特にそうだなということ、私が申しあげるのもいかがかと思いますが、必ずしもそうでもないのかなというふうにも思っておりますし、私の場合で言えば先ほど申しあげましたとおり、寒河江の6月というのは一番、みんなして頑張らんね時期なんでないかと、こういうときでありますから、そのことに私も先頭に立って頑張っていかなければならないという心境でありますから、しかるべき時期にそういったことは考えさせていただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 しかるべき、そう遠くない時期なのかわかりません。寒河江の6月というのは特別な時期だと市長おっしゃり方と思えますけれどもいつの時期も備えでは、では9月になると皆稲刈りも始まりますし、皆大変な時期なんです。ですから、いつだといいいきなんてはないんですね、時期的には。それは何ていいますか、市長選挙というのは特に時間もかかりますし、市民の注目をするところでもありますので、できるだけ早い機会にその人は御自身の対応を決めるべきだと私は思います。他の方の準備の期間もあるでしょうしね、出られる意思の持っている方はですよ。ですから現職に対抗するというのはなかなか大変なんです。ですからそういう意味では早目に表明されてみてはいかがかなと思っているところではあります。しかるべき時期ということでもありますから、これ以上は多分出てこないんでしょうからこれだけにしておきたいと思えますが、できるだけ早い時期に御決断をいただきたいものだとおっしゃることを申しあげておきたいと思えます。

それから、座談会等で多分再選の出馬の要請なんかあろうと思うんですね。そうしたところではどういうふうにお答えになっているんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域座談会あるいはいろんな各種グループ、団体の皆さんとも意見交換をさせていただく機会もつくっていただいているわけですが、具体的にはやはりいろんな市の政策に対する御注文あるいは御批判、御意見というのが多いのでありまして、そういった内藤議員お尋ねのような御質問は記憶にないですね。

○高橋勝文議長 内藤議員。



○内藤 明議員 私のところには、市長は次どうするんだというお尋ねが結構あるんですね。やはり、時期的にもう3年半になろうとしているということがあるんだろうと思いますけれども、多分市長にはそういったこと言いにくいんだろうなと思います。それはそれで、そのように本心として受けとめさせていただきたいと思いますが、できるだけ早い機会に決断させていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、水生生物に配慮したまちづくりということで御提起させていただきました。私少し問題提起が遅かったかなと思っているんですが、そうすると反省も私もしております。

少し遅くなったのはなぜかといいますと、やはり市で管理しております河川の場合には限定をされますし、前にも申しあげたことあるんですが、災害発生時だけでなくして対処を進めるべきだと申しあげたことありましたが、なかなか災害が起きないと市の財政的な規模ではそうした河川改修をするというのはなかなか難しい現状がありました。そんなことで、災害が発生をしますと急を要しますし、蛍がどうのこうのなんてやはり言うていられない状況になってしまうんですね。そんなこともありましてなかなか言いそびれたということもあります。

それからもう一つ、先ほど市長のお話にもありました水辺の楽校の話もありましたし、市内では蛍を飼育している学校等の問題もありまして、せっかく飼育している蛍についてこうした問題を提起をすることによって、けちをつけるなんていっては大変おかしな話ですけども、そういうふうな受けとめられたら心外だなということもありまして少し問題提起が遅くなったということもあります。

そういうことでなかなかその当時はこういうこと言い出すことができませんでした。60もなりますとそれも言ってもいいのかなと思うようになりまして、それぞれの観光地などの話を承りますとちょっと違うんじゃないのかなという思いがありました。東北にもございましたし、今後そうした河川の改修に当たっては検討したいという、いろいろ住民の方ともこの話をする中でやっていきたいということでありましたので、それはそれで結構なんですけど、ぜひ生態系の全体の問題ということでとらえていただきたいなということを思っているところであります。

国や県の管理する川についてのお話もございました。ぜひそういう視点で、何ていいですか、要請をしていただくように思いますが、再度国・県等の河川についての考え方についても1回御答弁ください。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的には、先ほど御答弁申しあげましたとおりいろんな河川改修、今後とも進めていく中で自然環境に十分配慮したような形の整備をできるだけ進めていけるようにしていかなければならないということでもあります。もちろん、国の管理あるいは県の事業などとも調整を図りながら進めていかなければなりませんし、国のほうでもいろんな河川の改修などもしておいて、そういう意識というんですか、もう十分持ってきていると理解をしています。ただ、先ほども若干申しあげましたけれども、いろんな災害なども、突然の豪雨とかそういう災害も頻繁に起こっている状況の中で、先ほど内藤議員の御指摘にもありましたけれども、市民の生命財産を守る災害の未然防止、防災という点からの整備というものを優先せざるを得ないという状況もあるのではないかと思います。国全体から見ればそういう地域もあるということで、国のほうでもそういう考えを持っているところもありますから、そういったところと実際のそれぞれの地域の河川の状況なども我々の

ほうで丁寧な御説明をして、理解を求めて調和を図りながら自然環境に十分配慮した整備を進めていただくということをお願いをしたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

もう少し具体的なところで伺いたいと思いますが、沼川のさっきお話がございました。河川整備についても今重要事業ということで県に要望されておりますので、そういう点にもぜひ配慮するような要望していただきたいと思えますし、もちろん沼川の水環境改善連絡協議会の取り組みなども承知をしておりますけれども、そうした皆さんの努力には敬意を表しながらも、先ほど申しあげました一部分のビオトープとかそういうことではなくて生態系全体のものをということの考え方の中でぜひ整備をしていただくような要望をしていただきたいものだなと考えておるところであります。なかなか防災のことを言うと難しい問題があることは私も承知をしております。ぜひしかしそれも加えて整備を図るような要望にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沼川の整備、そもそも沼川が昔大分いろんなはんらんをした、そういう観点からも沼川の整備が進められてきたということがあるわけでありましてけれども、先ほど内藤議員も御指摘ありましたけれども、やはりまちの中を流れる部分というのものもあるわけでありまして、そういった意味での自然に配慮した景観形成という面からあるいはそういった市民の憩いの場所にもなりつつあるわけですので、そういったことからの、今後の整備というものが中心になろうかと思えますけれども、ぜひそういったことに十分配慮していただけるような整備について御検討いただくようお願いしたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 意を酌んでいただきまして大変ありがとうございました。

1回整備をしますと大体100年はもう手をつけられないということが言われておるわけでありまして、したがって今進めていることについて完成しますとその後100年はなかなか手をつけられないという状況になりますので、事を急いでいただきたいと思っております。

沼川にも虫が飛び交うようなことができたら夢があって大変いいことじゃないのかなと思いがら、もちろん災害を忘れてはならないわけでありまして、両方両立するというのはなかなか難しいかもしれません。しかしできるだけ早い機会にそうした状況をつくり出していくことが私たちの今の課題なんじゃないのかなと、こういうふうに私思っているところであります。

ですから、今やれることぜひやっていただきたいと思えますし、例えば上流にある工業団地の下水道化なども同時に進めていただくことであると思えます。それから、工業団地の調整池もありますけれども、その水は沼川には通常は入らないという構造になっていると聞いておりますけれども、そうしたものもできるだけ早く処分なんかできるような形で進めていただければなど、こういうふうに思っています。いろんな関係機関との調整もあると思えますけれども、きれいな水を引かないことにはなかなかそういう環境がつかれないということでもありますから、上流部の水路から沼川に水を引くような、それも先ほど申しあげましたように一つの団体だけではないと思えます。いろんな関係機関との協議や調整などもあると思えますが、寒河江川などのそうした水路から水を引いて、災害時にはそれはもちろんとめなくちゃいけないようになるわけですから、難しい問題も

あると思いますが、そんなことをぜひお考えになっていただきたいと思いますが、その点もあわせて御見解を承りたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沼川のお話をされておられるわけですが、先ほどから御指摘のようにその河川の具体的な河川整備の部分のみならず、先ほど内藤議員もおっしゃっておられましたけれども、全体的な河川の体系の観点から幅広くさらに環境を浄化する、環境を改善をしていくという取り組みをやはりいろんな面から検討しながら、できることから進めていくということが大事だろうと思います。そういった意味で、先ほど御提案いただきました中身についても我々の方としても全体的な沼川の河川浄化のための対策の中でいろいろ検討していく必要があると思います。いずれにしても、いろんな面から取り組みを進めながらできるところからやっていくということには御指摘のとおりでありますので、そういった観点から進めていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変、何といいますか、意を酌んでいただいている答弁をいただいていると理解をいたします。ぜひ、最後には沼川のところに行きましたが、市全体のそうしたまちづくりということを心がけていただきたいということをお願いをして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

### 川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号9番、10番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、社民党・市民連合の一員として通告している課題について市民の皆さんから寄せられた意見を踏まえ、私の考えや提案を含め市長並びに監査委員に質問いたします。

通告番号9、環境政策について。

(1) 市町村設置型合併浄化槽整備の課題について伺います。今年度より下水道整備手法の一部が市町村設置型合併浄化槽に変更され、その工事が開始されました。そこで3点について伺います。

一つは、谷沢地区で水道配水管更新工事と一体的に合併浄化槽排水管布設工事が行われています。ところが、上水道の給水管工事は全世帯に行われるものの合併浄化槽の排水管工事は合併浄化槽設置申請者の分だけが投入口を設け接続されますが、それ以外の世帯については投入口もなく排水管の埋設だけとのこととあります。私は、経費の削減及び路面などの工事後の仕上がり状況や市民の安全と市民生活の利便性の面からも下水道整備工事と同じく排水管理設時に各家庭からの排水投入口を民地まで延ばして設置することによって合併浄化槽設置時にその都度必要となる道路の掘り起こしや排水管への投入口の取り付け及び側溝の下を通す工事などの無駄を省くことができると思いますが、見解を伺います。

二つには、農業用水路である新田堰に生活雑排水が入らないように処理施設を備えた排水路、排水管が谷沢地区の一部に農林事業で整備され、土地改良区が管理しているものがあります。こういった団体などの管理する排水路は他の地域にないのか伺います。

また、市町村設置型合併浄化槽整備に変更したことから、今後改良区から市に管理移管を求めら

れた場合、一定の条件のもとに引き受けるべきと思いますが、その場合の条件についての考え方も含めて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

三つには、合併浄化槽設置申請者個人分の請負業者が寒河江市の浄化槽設置委託業務の有資格者である場合は、4月設置する合併浄化槽の入札の際指名業者に指名すべきと思いますが、このことについての見解もお聞かせをいただきたいと思います。

次に、(2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射線汚染対策の課題について伺います。4月5日、議会に対して「道路側溝清掃に伴う放射性廃棄物検査結果について」の説明がありました。それによると若葉町1、2、3町会内の3地点で国の基準値である8,000ベクレルを超える9,180、1万5,250、2万1,350ベクレルの放射線が検出され、地域内の二つの公園に仮保管する計画で、地区民へ説明し理解を得て対処したいというものでありました。

5月に入って幸田公園周辺にお住まいの方より、「議員に話を聞いてほしい」との要請を受け、担当課にも連絡をし、5月15日の夜、若葉町公民館で話を聞かせていただきました。参加された方々の一致した意見として、一つは側溝の放射性物質で汚染された泥上げは早急にすべきであること、そして二つには、しかし汚染した汚泥を公園に仮保管することには反対であること。その理由は公園は人々が集う場所、憩う場所であり、そこに放射性物質で汚染された汚泥を保管することは公園設置の趣旨に反するのではないかということでもあります。そして三つには、したがって仮保管場所を再検討してほしいというものでありました。このことについても担当課に報告をしているところでもあります。そこで2点について伺います。

一つは、基準値を超えた側溝の清掃は現在どうなっているのか。理由をも含め示していただきたいと思います。

二つには、市民の安心・安全を確保するために早急に仮保管場所を再検討し、市民の理解を得て進めるべきと思いますが、見解を伺います。

次に、通告番号10、行政執行の基本姿勢について。

(1) コンサル依存からの脱却について伺います。地方分権一括法が施行され12年になります。国と地方自治体の関係は一変し国の通達などは廃止されました。地方自治体にとってまさに自己決定、自己責任の時代であります。民主政治の原点である「市民の市民による市民のための市政」を実現することが、今強く求められていると思います。

そのような観点から見たとき、安易なコンサルタント委託については問題があると思います。もちろん、コンサルタントをすべて否定するものではありません。コンサルに頼る問題点の一つは他力本願となり、職員や市の行政自体がみずから積極的に実態を調査・分析し方針をつくらうとする作風や意識改革など、積極的な人づくりが進まなくなるのではないかということでもあります。

二つには、寒河江市の住民でない人がさまざまなデータをもとに事務的に計画をつくっても、実態にそぐわない結果になってしまうおそれがあるということでもあります。

したがって私は、コンサルタントに任せるのではなくコンサルタントを活用し、市民で知恵を出し合ってよいものをつくり上げていくということが重要だと思います。とりわけ、現場で市民に接している職員が、大変であっても実態に即した取り組みを積極的に展開することでもあります。そういう人づくりを常に意識して行政執行に当たるべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、(2) 課題を先送りせず対処することについて伺います。議会では、毎回多くの課題が明

らかにされ、その都度当局より対応策が示されています。しかし、何年たっても改善されず先送りされている案件もあります。先送りすることによって、解決に多くの時間と労力を要すると同時に正確さを欠いたり困難さが増す場合もあることから、即対応すべきと思います。もしその間に事故などが発生した場合は、適正な対応ができないばかりか行政の怠慢の責任も問われかねません。

そこで、具体的なケースとして平成13年3月議会で指摘している寒河江市老人福祉センター温泉施設について2点伺います。

一つは、平成13年以降どのように対応され、現在どうなっているのか伺います。

二つには、これまで非公式ではあるが、配湯管布設場所の記録なども見当たらないために苦慮していると聞いたことがあります。施設の管理運営上、また施設財産の管理上、どのように取り扱うべきか市長並びに監査委員の見解を伺いまして、第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 川越議員からは、環境改善について、それから行政執行の基本姿勢についてということで何点か御質問をいただきましたから、順次お答えを申しあげたいと思います。

最初に、市町村設置型合併浄化槽の整備についてでありますけれども、今年度より事業がスタートしているわけでありまして、現在までの申請件数、24件申請をいただいているところであります。また、本議会に、議案を上程させていただいておりますが、県の新規事業として浄化槽の整備における住民負担を軽減をして整備を促進するということによって公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るための「山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金」というものが創設されるということでもあります。5人槽については8万円、6人槽以上については10万円を補助するという制度がスタートするということでもありますので、浄化槽整備における環境がさらに充実をしていくのかなと思っているところであります。今後については、県とともにPRを行いながら円滑な浄化槽整備が図られるように努めてまいりたいと考えております。

議員からは3点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

初めに、浄化槽排水管整備工事について個人宅への取り付け管も設置をしてはどうかという御質問でございます。浄化槽排水管整備については浄化槽整備事業の円滑な推進を図るために浄化槽処理水の放水先がない地域において、その放水策を確保することを目的とした事業でございます。浄化槽の設置申請をなされた方がスムーズに浄化槽を使用できるようにスピーディーに対応していく必要があるかと思っております。

先ほど、下水道のお話もされましたが、下水道における公共汚水ますの場合は下水道法によって設置をしなければならないと規定されているわけでありまして、浄化槽の場合についてはあくまでも個人の意思によって個人が管理する場合と、それから市の浄化槽整備事業に申請して行う場合という選択があるわけでありまして、個人宅への投入口の設置については各家庭からの承諾というものが必要になってくると思っております。したがって、個人宅への投入口の設置につきましては寒河江市浄化槽排水管整備計画に基づいて浄化槽の設置申請に合わせて随時施工していくということになるわけでありまして、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

次に、谷沢地区のような排水施設はほかにもあるのかどうかという御質問でございましたが、こ

うした施設については関係機関などから調査をいたしました。谷沢地区のみであると確認させていただいたところでございます。この排水施設については、先ほど御質問でもありましたが、平成12年度に県営中山間地域総合防災事業により整備されたもので、現在は寒河江川土地改良区で管理している排水施設であります。このたび谷沢地区に布設する浄化槽排水管の下流部においては、この排水施設に流入することになっているわけですね。この排水施設について管理移管の申し出というものはございませんが、本市の浄化槽排水管整備計画もこの排水施設を活用するとなっておりますので、市といたしましては管理及び使用に対する負担というものを寒河江川土地改良区に対して行っていくことになると考えているところでございます。

最後に、浄化槽設置事業者の選定に関して御質問がございましたが、浄化槽工事の発注につきましては今後とも法令・規則等に準拠して適正に対処してまいることにしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、環境対策の中で放射能対策について御質問がございました。ことし1月、県の調査におきまして島北地区の側溝汚泥から指定廃棄物の基準値を超える値が検出をされ、これに伴いまして本市における今年度の道路側溝清掃につきましては事前に放射性物質検査を実施することとしたわけです。

これまで64町会から検査の申し込みがございまして、74検体を調査したところであります。その結果、島北地区及び若葉町の2町会、3町会から指定廃棄物の基準値を超える値が検出されたということでございます。結果の詳細につきましては、当然のことながら住民の皆様にも説明会を実施させていただいておりますし、議員各位にも御報告をさせていただいたところであります。

これまで、市と町会で汚泥の回収方法や仮保管場所などについて協議を重ねてまいりました。現在は、基準値を超えた箇所につきましてはいずれも清掃は中止をしているところであります。なお、仮保管場所が決まっております二つの町会の汚泥につきましては、現在国と指定廃棄物の指定や汚泥の回収・保管方法などに関して協議を行っている状況であります。残りの一つの町会につきましては、仮保管場所の再検討を行っているところでございます。今後、仮保管場所の決まっております町会から順次汚泥の回収を予定しているところでございます。

次に、仮保管場所についても御質問がございましたが、特措法が施行されました1月以降、庁内に副市長をトップとする庁内の関係課長で組織する環境対策部会において今年度の道路側溝清掃の実施方法について検討し、また仮保管場所につきましても協議を行い、仮保管場所については各地区において道路側溝整備の実施方法の説明会を開催させていただき、各町会長、衛生組合長及び区長などの御意見をお聞きをすることにいたしました。去る2月7日から3月9日まで市内全地域を対象に各地区で説明会をさせていただいたところであります。

説明会におきましては、いずれの地区におきましても他の地区の指定廃棄物を受け入れることについては困難であるという意見をいただいたところでございます。こうしたことから、市といたしましても市内1カ所に集約するという事は難しいのではないかと判断をさせていただいているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、行政執行の基本姿勢について、まずコンサル依存からの脱却についてということですが、議員の御指摘のとおりだと思っております。コンサルタントは一般に顧客が抱える課題を解決する方策を提供してくれる存在とされているわけでありまして、行政がコンサルタント

を活用するケースとしては主に専門的な分野や技術的な分野になるものと思っております。

御質問にありますように、市の将来ビジョンとなる計画案を市外のコンサルタントに限られたデータをもとに事務的に策定をし、その検証を経ずに市の計画が策定されるということになればそれは問題があると思っているところであります。

私は、コンサルタントの活用というのは専門的知識や技術、客観的な視点を必要とする場合がありますとか、詳細な調査が必要な場合など、行政ではできないやむを得ない場合などに限定的であるべきだと考えておまして、特に各種計画の策定は自前で行うことを基本とすべきだと考えております。

御案内のように、本市の中長期的な施策の方向や目標を明確にし、市民とまちづくりの目標を共有するまちづくりの憲法と私は思っておりますが、新第5次振興計画につきましてはコンサルタントを経ずに、任せずに市民アンケートを行い課題の把握から市民主体で取り組み、審議会における審議だけでなくワークショップや地域説明会、さらにはパブリックコメントなどを実施をして、いわば市民の手づくりで策定したと思っているところであります。

コンサルタントを活用することでよりよい計画などが策定できる場合などは活用を検討していくということになりますが、その場合でもコンサルのほうに100%ゆだねるのではなく、コンサルティングの前に基本的な考え方や情報提供について常備十分に協議をしていくこと、さらには中間のチェックなどを行い、提出されたコンサルティング結果についても市としてしっかり検証しながら、また市民の皆さんの御意見を十分お聞きをして計画策定をするべきだということも指示もしているところであります。

今後とも、市民が主役、そして市民と一体となったまちづくりを市民の英知を結集して進めていかなければならないと考えているところであります。

次に、問題を先送りせず対処すべきではないのかということで、老人福祉センターについて御質問をいただきました。昭和50年に開設をいたしました老人福祉センターでは、開設当初、白岩温泉中村源泉より無償分湯を受けて浴用に利用し、源泉・配管設備などの維持管理は所有者の代表の方が行っていたわけでありまして。その後、昭和54年に市は源泉の無償譲渡を受けて源泉・配管設備等の維持管理の経費は市の負担とすること及び源泉の土地所有者に対して賃借料等を支払う契約を締結しているところであります。御案内のとおりであります。

この老人福祉センターの建設に当たりまして、市と源泉所有者が締結をした給湯等に関する契約書では、「源泉から施設の敷地までの給湯施設工事及び将来の維持管理については源泉所有者の責任とする」とあるわけでありまして。工事は源泉所有者が施行したものであるわけでありまして。

これまでも、担当者が当時の関係者から給湯管の配管状況について情報収集などを行うなど、いろいろ調べてきたわけでありましてけれども、詳細な配管図については不明な状況でございました。また、ただ旧国道周辺部については配管状況が記載された字切図がありまして、また大まかな配管見取り図もございましたので、これらの図面によりこれまで維持管理を行ってきたところでございます。

御承知のとおり、市が保有する財産につきましては地方財政法第8条の規定を受け、本市の規則であります「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則」第14条でその管理等について規定されているところであります。本市におきましては、市が所有する公有財産につきまして財政課のほう

で一括して公有財産台帳に登載をして、財産に係る詳細な施設の図面等の資料につきましては当該財産の修繕や維持管理を行っていく必要がありますから、各担当課で管理、保管をしているというところであります。

今後の対応について御質問がありました。その後の調査におきまして給湯管理設工の横断面と縦断面の所在が判明したところをごさいます。これらの図面によりおおよその平面図の作成が可能と見込まれるところであります。給湯管理設から30年以上が経過している状況で、老朽化も進んでいる状況にありますことから、今後トラブルの発生なども考えられるということをごさいますので、きちんとした平面図を整備をして適正な維持管理を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 大沼監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○大沼孝一郎監査委員 市有財産の管理につきましてお答えを申し上げます。

地方財政法第8条におきまして、地方公共団体の財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その所要の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないものとされております。

この規定を受けまして本市におきましては、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則第14条におきまして市長は公有財産台帳を備え、すべての公有財産をこれに登載するものとされております。公有財産台帳には、財産の種類によっても異なる部分もありますが、所在地、名称、沿革、構造、取得年月日、金額などを記載することとされております。

お尋ねの温泉につきましては昭和54年10月に寄附を受けたものでありまして、当該規則に基づきまして公有財産台帳に記載し管理されているものでございます。

なお、市の規則では公有財産台帳には構築物などの図面などの添付は必ずしも義務づけられてはおりません。公有財産の施設等に係る図面等につきましては、必要に応じまして当該施設の管理を行っている所管課等で保管を行っていることが多いのではないかと思います。

次に、市有財産に係る構築物において図面等がない場合、財産の管理はどのように取り扱うべきかとお尋ねでございます。財産の管理という観点では、まず公有財産台帳に所要事項、経過も含めて記載をし、現状を常に把握し管理しておくということがございます。また、当該財産たる構築物の維持管理という観点から申し上げますと、当該施設の維持管理を行っていく上で必要に応じまして図面の作成など、これは詳細なものから簡易なものまで程度の差はあると思いますけれども、そういったものも含めて所要の措置が講じられるものと認識をいたしております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 1問目に対するそれぞれ答弁いただきましたので、さらにお尋ねをしてまいりたいと思います。

最初に、合併浄化槽の関係でありますけれども、埋設時に各家庭までの投入口をつける場合と、それから後で個別に申請あってから全部道路を掘り起こしてとした場合の費用というのは、それぞれどれぐらいになると見込まれているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。



○佐藤洋樹市長 具体的な数字になろうかと思いますので、担当のほうから答弁させていただきます。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 お答えいたします。

排水管を埋設したときにその取り付け口を一緒に工事した場合と、それからその後に申請に基づいて掘り起こしをして排水口を設ける場合の金額ということでございますが、その状況によってかなりの開きがございます。私どもで標準的な一般的に考えた場合の金額でございますが、今回の予算の積算にもなっております。取り付け口、浄化槽からその排水先までの取り付け口ということで積算しているのが20万円でございます。それに対しまして、今回そのいわゆる排水管の設置時に合わせて取り付け口を設けた場合ということになります、その半額程度になると考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私、1問目でも提起したのは全体的な財政の効率的な運用という、使用ということで申しあげました。そしてやはり、下水道と同じようにというのは、法律で違うというのはわかっています。手法をそうすることによって今言ったように半分の金額ででるということであります。ただ、これも一たん埋設しちまうと全部掘り起こしの形きりありません。最初、入れるときそれをするによって半分の金で済む。これ、全体的な平成27年までのやつは出ていますけれども、同じように人口の減少など比例案分してやってみますと、この対象者の減らした数の60%でつけると見ても億の金が違います。差額出てきます。私の試算だと。

したがって、ぜひこのことについて法律上というのはわかります。それから、今平成24年度から切りかえになったので1軒1軒つけていくと金もかかるしなかなか全部に賄い切れないと、こういう事情もわかりますけれども、やはりこういうふうなことも含めてもっと早くからすることによってあるいは財政措置することによって億の金を軽減できるんだということもあります。したがって、ぜひ何とかこれからでも埋設していく箇所があるわけでありますから、財政当局とも十分な検討をしていただきながらお願いをしたいと思います、このことについての見解をお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、4月から市町村設置型合併浄化槽を推進をしている立場なわけですから、そういったところでいろんなPRをして、県のほうも新しい制度もしているところでもありますので、そういった意味からできれば各家庭が最初に申請をしていただくということが推進のかぎになっていくと思えますね、いろんな面で。議員御指摘の点もありますので、今後の推移を見ながら状況を見て判断していきたいと思えますが、御理解をいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 そこは何ぼ言ってもすれ違いのようではございますけれども、でも全体的、トータルで見るとそのとき、掘っていたときにつなぐのとまた後から全部一つ一つ掘り起こしてつないでいくのでは億の金が違いますよということを申しあげておきたいと思えます。

それから谷沢である改良区が管理をしている施設でありますけれども、こういうものがこの対象地域にないのかという部分については、ありませんということでしたけれども、谷沢の場合は生活雑排水を農業用水路に入れないうえに処理施設も備えた排水路なんですね、排水管なんです。ところが全市の見た場合にか、対象地域を見た場合に、住宅団地の造成などをした際に単独と

かその浄化槽のやつは入らない、すべて合併浄化槽の水きり入らないという形の中でそういう水路などがあるのかということも含めてお尋ねをしたわけでありましてけれども、確認のためにそういうものもないということなのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 担当課長のほうから。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 失礼しました。

処理施設、汚水の処理施設を抱えた開発ということでお尋ねでございますが、そういう施設を抱えた開発ということでは確認はいたしておりません。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 谷沢の場合は処理施設も付随したもので、谷沢と同じようなそういうものはありませんというのはさっきわかりました。しかし、そういうふうに処理施設を備えない、既に合併浄化槽の汚水きり受けしないという水路などは、例えば住宅団地、民間などで開発をしてあるいは公的でもいいですけども、そこから排水路までの区間がなくで造成した際にきれいな水だけをする水路をつくっているという、団体やなんかで管理しているものも含めてないのかということを確認のためお尋ねしたんです。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 排水先でございますが、開発行為の際その協議の中で当然ながらその排水先を設けて開発となりますので、そしてまた現在は合併浄化槽でなければ設置許可はなりません。そういうことから整備は当然ながら、排水先を設けて整備されているというものは一般にございます。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 全体的なものもありますので、合併浄化槽だけに時間とることできませんが、今谷沢の施設なども市で今回は使用させてもらうということですけども、将来的に寒河江市で合併浄化槽、市町村設置型に転換したわけでありましてから、将来的に各家庭からの排水施設だということでも市に移管を求められるということも、将来的には想定されると思うんです。そうしたときには一定の条件をきちっとして受けるべきだと思いますので、この点については申しあげておきます。

それから、入札の関係ですけども、これは法令に準拠してということでありましてけれども、もちろん法令に準拠してやってもらわなくてはなりません。入札でありますから。ただし、指名競争入札でありますから、市の裁量の部分、指名という部分があります。したがって、そこには先ほど申しあげたような形の中で一定の要件があれば指名をするようにということ再度申しあげておきたいと思います。

そこで、次の放射線汚染の側溝汚泥の関係についてお尋ねをいたします。

先ほど1問目でも市長から答弁あったんですが、現在の若葉町地区で言えば若葉町公園と幸田公園に決定したのはいつだれがどの場で決定したのか。そしてその際に、寒河江市の仮置き場を決定する際に最終処分場ということで一緒に、最終処分場は対象にならなかったのか、この点についてお尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 仮保管場所については、先ほども御答弁申しあげましたけれども、住民の皆さんから御理解をいただかなければなりません。そういった形で進めさせていただいているというところであります。地域の、地区の説明会におきましても各地区の説明会におきましても同じようなことを申しあげて、そういったことについては全地域で御理解をいただいていると思います。

それから、最終処分場についても例えば現在の最終処分場、白岩地区、それから既に廃止されているわけでありますけれども、日田、柴橋の両地区の説明会におきましても指定廃棄物の受け入れについて御説明を申しあげていたわけでありますけれども、なかなか御理解を得られなかったということでもあります。

こうした状況の中でいずれの地域でも先ほど御答弁申しあげましたが、他の地区に指定廃棄物を持ち込むということについては理解を得るのは極めて難しいと認識いたしたところでございます。

また、私有地に仮保管場所を求めるということについても現実的にはなかなか困難であるという状況もありますので、そういった中で公園でありますとか公民館などの市有施設の敷地を仮保管場所にするということについては御理解をいただいているのだと我々は思っているところであります。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今回の放射能汚染の、放射性汚染の64町会で74検体でありますけれども、これは放射性物質というのはなくなるわけではないわけで、そのものが移動するということは想定されるわけですが、したがってこれからだってスポット的にいろいろ出てくるのではないかという心配がまずあります。そうしたときに、それぞれの地区にこういうふうな、その地区その地区という形にしていくとかなり大変なんではないかなという思いがします。したがって私は、やはりそれぞれの地域で、よその地区では持ってきてだめだと言っている地区でも、もしこれからその地区でも出た場合にいや困ったとなるんだと思います。したがってこういう問題は少し先を見越して、やはり住宅地にある公園とか公民館というのは、私はいかがなものかと思っております。

したがって、再度申しあげますけれども、最終処分場などを含めてもう一度全体的に検討して見る必要があると思っておりますので、この点についての見解もお聞かせをいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在までの取り組みの状況について先ほど来御答弁申しあげている状況については御理解をいただけたものと思っておりますが、今後の展開などもありますし、また議員御指摘の点なども懸念されるということもあろうかと思っておりますので、その辺は我々としても慎重に物事を進めていく必要があると思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 御理解をいただいたという市長の話ですけれども、私若葉町の方々に呼ばれていってお話を聞きました。そうすると、やはり置き場所、仮保管場所が問題ですというので、再検討していただきたい、その理由も含めて私はごもつともだなど思ったんです。ごもつともだなど。しかし、その前段に各地区の町会長さんやなんか言ったら、いや、よその地区のやつは持ってきてもらってだめだということで、それぞれの地区でということだったようではありますが、実際こういう状態になって改めてそれぞれの地区で出てきている中で、どうすべきなのか。そして一部で同意も

得ることがなかなか大変だとなったらもう一度みんなで考えるという、こういう知恵を出し合うということが必要だと思いますので、この点は私が申しあげておきます。

市長また手挙げていますので、じゃあ市長の見解お聞きしますよ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御答弁申しあげましたけれども、まだ仮保管場所について決まっていない町会があるわけですね。今そういったところで地域の町会の皆さんとも鋭意、仮保管場所をどこにするかということも含めて今後のことも含めて鋭意検討しているところでもありますので、何とか御理解をいただくような結果が出るように我々も努力をしたいと思っておりますので、よろしく願い申しあげます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 それから、もし同意が得られない場合には、その汚泥はそのままと、もちろん空中で基準を超えればそれは除染の対象になりますけれども、それを超えない場合にはそのままという説明がされました、以前。しかし、特措法第2条第3項の規定からして、問題ないのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 特措法の第2条の第3項というのは、この法全体を見ますと汚泥等の除染等の措置の言葉というんですか、文章の定義と理解をできるのではないかと思います。基準値を超える汚泥の清掃を実施する場合は除染等の措置に当てはまるのではないかと考えております。

また、特措法第17条に定める廃棄物の指定に関する基準というのがあるわけですが、そこについては廃棄物として処分する場合に適用されるんだ、処分するのではなくそのままにしておくことについては廃棄物としてはみなされないと理解をしております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 そのこの部分は、特措法第2条第3項の部分は、市長が言った部分、後段の部分です。汚染されているものを拡散を防ぐという部分があるわけですね。そのまま放置すればまた移動して行って別なところにまた寄せられてきてとなるわけですね。もう2万という数値が出ているならばそこをきちっとまとめてというか、対処をしておくということはこの2条3項の拡散を防ぐということに当てはまるのではないかとということで申しあげたんですが、それはいいです。

それで、コンサル依存の関係は、市長のさっき言ったような関係、これがまさしく実効あるように運用をやっていただきたい。あるいは執行に当たっていただきたいということを申しあげておきます。

それで、市の老人福祉センターの関係でありますけれども、平面図もつくれるという答弁がありました。いつまでどういうものができるのか教えていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的にいつまでということとは想定しておりませんが、できるだけ早くということ、条件は整っていると御答弁申しあげましたし、できるだけ早くそれは整備をしていきたいと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 条件整ったということでもありますけれども、これは平成13年に問題提起をし、その

後決算議会やなんかで何回となく指摘をしてきておったわけでありましてけれども、これまでわからなかった原因というのはどういうことだったのか。

それから……。

○高橋勝文議長 一問一答です。佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど第1問目の御答弁でも申しあげましたけれども、現状の維持管理、現在の維持管理まではこれまでの存在する資料などによって管理が可能だということで対応してきたところでもありますので、そういうことで改めてというんですか、再度いろんな資料を点検していく中でそういう新たな資料なども手元に見つかったということもありますから、そういうことで具体的な平面図が描けるという状況になってきていると御理解をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひきちっと財産の管理ができるあるいは施設の管理運営ができるように、万全を期していただきたいと期待をしています。

それから、監査委員にお尋ねでありますけれども、先ほどの答弁はわかりました。しかし、これまで、平成13年に指摘をしているわけでありまして。そして定例監査もあるわけでありましてけれども、この間定例監査ではどのようにこの問題について対応されて、今の人、なかなかやっただってわからないということだと思っておりますけれども、こういう問題ね、提起していながら監査委員としてはどういうふうになっておったのか。今回、こういう調査をする中でわかったなら教えていただきたい。もしなかったらわからなければわからない、端的にお答えで結構ですけれども、教えていただきたい。

○高橋勝文議長 大沼監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 お答え申し上げます。

先ほども御答弁申しあげたんですが、私どもは二つの観点から監査をさせていただいております。

一つは、公有財産台帳によって所管課において市有財産を事細かに確認をし、変化があれば記載をして管理をしているわけでございます。このものにつきまして非常に膨大な量でございまして、私どもこれまで監査をしておりますけれども、抽出監査といいますか、大まかなお話を伺いそれから個別に代表的なものを見せていただいていたという経過がございます。

もう一つお尋ねの実際の配湯管ですか、この件につきまして先ほども申しあげましたように、やはり施設を直接管理するところでその管理、財産を保全するあるいは維持管理していく上で必要なものというものはあるわけですから、それは整備されているものだと認識してきたと思っておりますし、特にこれまで大きな問題もなく維持管理がなされてきたものと認識をいたしております。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 市長にお尋ねしたいんですが、議会などでさまざまな問題点が指摘をされ、そして当局もそれに対する対処方針というか対応策が示されます。しかし、ずっと放置されているという問題、これらを議会で答弁したあるいは当局が示したことが常に当局としてチェックをしていくという、このことが今非常に重要だと思います。基本的にはそれぞれの所管課長だと思います。ここで自分のところの関係のやつで議会で指摘されて対応しますと言ったらなったか、どうなったと常に管理職はチェックすると同時に、議会でこういうふうにするわけですから、市全体のもの、こ

れはやはり副市長がきちっと常に目を光らせながら行政の事務のトップとしてやはりやっておく必要があるんだと思います。ここが散漫になっていると、さまざまな問題が出ているんだと思います。市長が何ぼ立派な方針をお持ちになっても行政ですからみんなでやっていくわけですから、その間違いやなにとというのは、私はあってならないとか、もちろんないにこしたことはないんです。あったならそこはきちっと正すという、こういう行政みずからが自浄作用働くようなことにすべきだと思いますけれども、このことについて市長の見解をお聞きをして、私の一般質問、終わりたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々行政が御答弁申しあげた内容についてはその表現、言葉についても当然責任があるわけでありますので、そういったことについてはぜひ我々も中のほうで改めてチェックをしながらその実現、言葉の表現の実現、具体的な内容についてチェックをして御期待にこたえるような施策展開に進んでまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 どうも大変ありがとうございました。

以上で終わります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時30分といたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時30分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 遠藤智与子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号11番について、3番遠藤智与子議員。

〔3番 遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 2012年5月21日は歴史的な金環日食でした。月が地球と太陽の間に入り込み、黄金のリングが宇宙の神秘を見せつけました。自然の摂理の中で人として精いっぱい生きるために今いる場所で力を尽くしたいと思います。

それでは質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

通告番号11番、子ども・子育て新システム法案が寒河江市の子育てにもたらす影響を踏まえ、子供たちにとってどんな保育環境で育つことが望ましいのか一緒に考える機会になればと思い質問いたします。

子供子育て政策に大事なことは子ども権利条約がうたっているように子供の最前の利益、これを実現することです。保育指針でも「入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と明記されています。

私たちは子供たちに何を望むでしょうか。元気で思いやりがあって賢く育ててほしい。優しく強

く明るい心を持ってほしい。金子みすずの詩のように、「みんな違ってみんないい」。そんな一人一人の子供たちが丸ごと受け入れられ大切にされる社会であってほしいとだれもが願っているのではないのでしょうか。

そんな願いにこたえようと多くの保育士は日々子供たちを受けとめ・共感し、ともに生きるというかけがえのない仕事に奮闘しています。マニュアル化できない高度な判断を伴う専門性を磨き、子供たちに寄り添っています。

このような中、消費税増税と一体とされた社会保障改悪法案の一つに、「子ども・子育て新システム関連3法案」の趣旨説明と質疑が、5月10日の衆議院本会議で行われました。この新システムの目的は、「すべての子供への良質な生育環境」の整備というより、ふえ続ける保育需要に対して公費をなるべく支出しないで対応する、つまりは公的責任をなくし保育を民営化する仕組みを構築することにあります。

その内容は、市町村が保育の実施義務を負っている現在の公的補助方式を解体し、介護保険法や障害者自立支援法と同じ直接契約による保育所入所の仕組み、つまり利用者補助方式に転換するものです。

このため、市町村の保育実施義務を定めた児童福祉法第24条を改変し、保育の市場化のため株式会社を初め多様な事業者の参入を認め、その事業から上がる利益を認め株式配当も認めるというものです。利益を目的にすれば、人件費を削減したり保育の質を低下させることに直結します。さらに、同システムではそれぞれの保護者が保育所と直接契約を結ぶとされています。それができなかった場合、保護者は仕事を抱えながらあちらこちらと受け入れてくれる保育所が見つかるまで探し回らなければならなくなります。また、現行制度では保育士の配置基準や面積の最低基準が決められていますが、新システムではその最低基準も取り払うとしています。

私たちはだれもが子供たちを愛し、よりよい環境の中で健やかな成長を願っているはずですが、その願いを壊してしまうような「子ども・子育て新システム」は国会を通してはならないと考えます。

保育関係者の反対も日ごとに広がっています。5月13日には東京明治公園に6,000名の親子連れが集まり、法案反対のパレードを行いました。県議会での新システム法案反対ないし撤回を求める意見書を採択しているのは、32議会で24議会で山形県議会も反対を表明しています。山形市議会も同様の反対意見書を採択しています。そのほかにも、多くの保育団体や保護者の会が反対の声を上げています。

以上のことを踏まえ、新システム法案と深くかかわっている以下の諸点について、佐藤市長はどう考えているかを伺うものです。

1点目の幼保一体化について伺います。幼稚園の持つ教育機関としての要素と、保育所の持つ保育機関としての要素を一体的に実施することを目的にしています。新システムでは「質の高い学校教育・保育の一体提供」が言われていて、3歳児以上を対象にした標準的な教育時間を「学校教育」と定め、それ以外の時間や3歳未満児の1日を「保育」としています。「就学準備こそ乳幼児期の教育の最大目的」という視点で、子供が過ごす時間の価値を区別したことは大きな問題です。学校教育を保育より価値のあるものとしていることは、どの年齢、どの時間、どんな遊びも生活もどれも子供の成長に欠かせない大事な学びであるというこれまでの保育観を根底から覆すものです。「学校教育の質」の内容については不明な点が多いのですが、英会話やパソコンなどの特別な内容

やオプション的な教育を受けると「上乘せ料金」が必要とされているようです。私は、教育や保育の質はすべての子供たちに保障されるべきものだと思います。そして、何より保育者と子供との間の温かな関係をつくることこそが大切だと思うのですが、市長の見解を伺いたいと思います。

2点目は、新システムで待機児童解消のためとして打ち出されている地域型保育（小規模保育、家庭教育）について伺います。児童1人当たりの面積など現行の最低基準を切り下げるとして、これで子供の安心・安全を守れるのか、保育の質は大丈夫なのか懸念されます。これについて市長に伺います。

3点目は、保護者の負担増と直接契約の問題について伺います。新システムではこども園給付以外の部分については公費補助がなくなることで、保護者の負担がふえてくると考えます。自治体に認定された保育の必要量を超えた場合、自治体の独自の支援がなければ保護者の全額自己負担ということもあり得ます。そして、保護者の職業の形態によっては土日保育や時間外保育などの需要も出てきますが、その場合も特別料金の対象になると思われ、負担が増すおそれがあります。これまで以上の負担を保護者に押しつけることにならないか、これについての見解を伺いたいと思います。

4点目について伺います。児童福祉法第24条では「市町村は保護者の労働または疾病、その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児または幼児または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において保護者から申し込みがあったときはそれらの児童を保育所において保育しなければならない」と、市町村責任による保育所入所の仕組み、保育所への公費補助方式を自治体に義務づけています。ところが、新システムでは自治体の保育実施義務を外し、「こども園との直接契約」「利用者補助方式」にするというものです。市町村は保育の必要性の認定を行うだけで、認定を受けた子供はこども園や総合こども園と直接契約を結び保育サービスを利用するというものです。

児童福祉法に定めた自治体の保育の実施義務と新システムの実施の責務では、明らかに責任の度合いが違います。希望する保育所に入れないとか3歳未満児の子供を預けるところが近くにないなどという事態が起こっても、保護者と施設側の問題だから自治体は関係ない、苦情も受け付けないということが起こり得るのですが、佐藤市長はこの問題をどのように考えているか伺います。

5点目の最低基準の廃止について伺います。認可保育所は子供1人当たりの面積や保育士の配置などの保育条件について、国が保育所設置最低基準として定めてきました。2点目とも関連するのですが、地域型保育所や家庭的保育などについては国が定める基準を踏まえ市町村が条例で定めるとされ、保育室の床面積についてはゼロ歳児、1歳児1人当たり3.3平方メートル、2歳児以上が1.98平方メートル以上必要となっていた基準が取り払われ、それ以下でもいいということになります。子供たちが狭い部屋にぎゅうぎゅう詰めになれるということも起こり得ます。どの程度の面積にするかは都道府県の条例制定と対象自治体の判断によるとされていますが、寒河江市はどういう対応をされるのか伺いたいと思います。

6点目について伺います。新システムでは幼児教育と保育の事業への自治体の義務を外す一方で、民間事業者の参入を積極的に推進するとしています。保育の仕事が自治体の義務から外され、独立採算制や利益追求を目的とした民間事業者が参入してくればどうということが起きるのでしょうか。現在は、滞納があっても保育に欠けると認定された子供はその状態が続く限り保育を受ける権利があるとして保育所を退所させられることはありませんが、保育所と直接契約を結んで保育サービスを



受ける新制度では即退所を求められるようになるおそれがあります。そして、保育料の滞納のおそれのある家庭の子供は、自治体の認定があっても最初から受け入れを拒否されることも起こります。民間事業者は新システムでは独立採算制の事業体であり、利用実績で施設に支払われる公的な給付金と保護者が支払う保育料のみでやりくりすることになります。そのために、効率的なこども園経営が求められ、保育料滞納者への厳しい督促やコスト削減のために人件費の圧縮や保育の質の低下も起こり得ると思われまます。こうした場合自治体はどのような対応ができるのか、私は大きな懸念を持っているのですが、市長の考えを伺い私の第1問といたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からは国会に上程されております子ども・子育て新システム法案について6点ほど御質問いただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

3月31日に御案内のとおり子ども・子育て支援法案、総合こども園法案並びに関係法律の整備等に関する法律案の3法案が閣議決定をされて、現在衆議院において審議がなされているわけでありまます。この3法案の趣旨につきましては先ほど御質問の中でも述べられましたが、すべての子供の良質な成長環境を保障し、子供・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としておりまます。子供・子育て支援の関連制度及び財源を一元化した新しいシステムを構築をして質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡大、さらには家庭における養育支援の充実を図るものとされているわけでありまます。

6点目の第1点目でありまます、幼保一体化についてお答えをしたいと思いまます。この幼保一体化というのは、子供子育てに関するサービスの給付システムの一体化と仮称総合こども園の創設による施設の一体化を推進をして、小学校就学前のすべての子供に質の高い幼児教育の学校教育及び保育を保障し、子供の良質な成長環境を整えていくことを目的とするものと理解をしておりまます。

具体的には、新システムにおいて保育所・幼稚園が児童福祉施設と学校の両方の法的位置づけを持つ総合こども園に移行することによって、保育士資格と幼稚園教諭の免許状を併有する保育教諭が配置されることになるとなっております。このことによりまして、従来保育所に通っていた子供についても質の高い学校教育が制度的に保障される。従来幼稚園に通っていた保育を必要とする子供さんについても、質の高い保育が制度的に保障されるということになります。すべての子供に対して質の高い幼児期の保育、学校教育が保障されるということでありまます。

法案が成立をし、新システムがスタートするということになりますと現在の認可保育所は一定期間後に総合こども園に移行することが義務づけられるということでありまます。幼稚園につきましては、補助制度など政策的な誘導により総合こども園への移行を促すということになっているようでありまます。

また、御指摘にありました上乗せ料金につきましては国が定める基準に基づいた学校・保育の活動の一環であるものに限られ、限定的でありまます。保護者の過度な負担にならないよう一定の基準を設けるということになっているところでありまます。寒河江市といたしましては国の動向を見きわめながら今後の対応を検討してまいりたいと考えているところでありまます。

次に、待機児童の解消について御質問がございました。新システムにおいては、子供の安全や保

育の質を確保するために一定の要件を満たした施設を指定して参入を認めるということにされています。法案が成立しシステムがスタートするということになりますと、市町村ではニーズ調査等を踏まえた事業計画の策定や指定基準の条例化などを行うこととなるということですので、御指摘の子供の安心・安全、保育の質などの点につきましては、その段階において市として十分検討していかなければならないと考えているところであります。

3点目ですが、保護者の負担増と直接契約の問題について御質問がございました。サービスを利用した場合の利用者負担については現行制度の水準を基本として利用者の負担能力に応じて設定するというようにされておりまして、基本的には直接契約となることで保護者の負担の増になるということはないものと理解をしております。御指摘のような点について具体的にどうなるかということでは現時点ではまだ把握できておりませんので、今後情報収集をしながら鋭意努めてまいりたいと考えているところであります。

また、利用手続の面につきましては直接契約になっても情報提供や利用調整、相談への対応などを市町村がきちんと行い、保護者の保育所探しや利用契約の締結を支援するというようになっていくところであります。また、ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子供さんについては、保育の必要性の認定を行う際に優先利用の認定を行い優先的に施設と契約を結んでいただけるようになるということに聞いております。いずれにいたしましても、サービスを利用するに当たって経済的な面や利用手続などの面で保護者の皆様の負担増になることのないようにしていかなければならないと考えているところであります。

4点目でございますが、児童福祉法第24条の廃止と自治体の責任と義務について御質問がございました。新システムの導入に伴いまして、児童福祉法第24条は保育を必要とするすべての子供に対し必要な保育を確保するための措置を講ずる全体的な責務を市町村に課す内容に改正されているわけでありまして、また、虐待事例など特別に支援が必要なお子さんに対しては、市町村は利用の勧奨のほか、新たな入所の措置を行うことになるわけでありまして、さらに、施設、事業者との連携・調整を図るなど、市町村は引き続き保育の保障に係る中心的な役割を担うということになっております。

こうしたことから、新システムにおいても市町村は制度運営の中心的な役割を担うわけでありまして、安心して子供を産み育てられる環境づくりに市町村としてはより一層取り組んでいかなければならないと認識をしているところであります。

次に、5点目でございますけれども、最低基準の廃止による保育の質についてお尋ねがありました。最低基準につきましては、「児童福祉施設の入所者が明るく衛生的な環境で素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の指導により心身ともに健やかに育成されることを保障すること」を目的として国が定めているわけでありまして、現行制度における設備や職員配置の最低基準を定めたものと理解をしております。新システムにおいては、事業者の指定基準は現行基準を基礎として国が基準を定めそれを踏まえて最終的に市町村が条例で定めるということでありまして、また、学校教育及び保育の質の確保・向上の観点から、今後現行の職員配置基準の引き上げを検討すると言われております。

現段階においては具体的な国の基準案についてまだ示されておりませんので、今後も国の動向を注視していかなければなりません。いずれにしましても事業者の指定基準を条例で規定するに当

たりましては、サービスの低下を来すことがないように最善の努力をしていかなければならないと考えているところであります。

最後に、企業の参入と市場化によるさまざまな影響について御質問がございました。新システム法案においては、保育サービスの質の確保を図りながら量的拡大を図り利用者のニーズに応じて選択できるシステムとするために、「指定制」の導入により学校法人や社会福祉法人に加えて一定の基準を満たす株式会社、NPOなどさまざまな事業主体の参入を認める内容となっているところであります。

先ほども申しあげましたけれども、事業者の指定基準については国が定める基準を踏まえて市町村が条例で定めるということになっているわけでありまして。また、指定及び指定後の指導監督権限も市町村に与えられるという内容になっております。

こうしたことから、事業者を指定する段階での十分な審査及び指定後における定期的な立入検査や基準遵守の勧告、措置命令さらには指定取り消しなどの権限などを行使しながら十分な指導監督を行うことによって、サービスの質の低下を来すことがないように努めていかなければならないと考えております。

先ほども申しあげましたが、利用者負担金につきましては利用者の負担能力に応じて決定をされるということでありまして、利用者の理解と協力のもとに納入していただけるよう努めていかなければならないと考えているところであります。御指摘の点につきましては、現在国のほうでも検討中ということでありまして、情報の収集に努めてまいりたいと考えておるところであります。

御質問のあった件については現段階でお答えできる範囲でお答えを申しあげたところでありますが、制度の詳細がまだ不明な点がございます。情報収集に努めているところであります。いずれにいたしましても、寒河江の子供たちがよりよい環境の中ですくすくと成長することを願う気持ちは同じでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、全国市長会におきましても去る3月6日付で、国に対し今後制度の詳細の検討に当たっては自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分に反映されるよう要請を行ったところでありますので、申し添えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○遠藤智与子議員 1問に対しましての市長の答弁、ありがとうございます。

まず、この間の経過を見てみたいと思っております。国はこの間、1984年までは保育所運営費の8割を負担していましたが、相次ぐ改悪で国の負担を5割まで引き下げて自治体に負担を押しつけました。2004年からは、公立保育所に対する国庫負担金をすべて廃止し、一般財源化しております。しかも、同時に進められた地方交付税の大幅削減が地方財政を圧迫し、公立保育所の民営化にも拍車がかかりました。そして今、子育て支援の充実を図るとして、消費税増税を押しつけてきました。今まさ

に、この社会保障と税の一体改革が国会を通るかどうかの瀬戸際となっております。

そこで、先ほどの市長の答弁の中でよりよい保育をしていきたいという気持ちは同じだとおっしゃいました。そのお気持ちは大変ありがたいのですが、この子ども・子育て新システムを国会を通して本当によりよい保育ができるのか、ここで一緒に考える場になればと思って質問いたします。

まず、私は1回目からの一般質問で子育て対策について政策について、地域の人たちが自分の地域に希望する保育所にすべて入れるようにということで再三質問させていただきましたが、この地域性といいますか、にしね保育所だったらにしね保育所、西根の住民だったら西根の保育所、自分のおうちの近くに入りたいというこの保護者の要望はかなえられるのでしょうか。その点まず最初にお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からは、当初から子供たちが、地域の中で育っている子供たちがその地域の中で保育所に入れるようにという保護者の皆さんからの要望を何とかしてほしいという御質問を再三いただいているところでありますし、我々としてもできるだけそういう地域の要望もかなえていくようにいろんな形で配慮をしながらまたそういう手だてを講じていくということでこれまで来たところであります。それと一方で、待機児童の問題もこれまで過去にも寒河江市内においてもそういう現象が出ている状況でありますので、そういったところも解消していくということで、いろんな手だてを講じながらまたゼロ歳から3歳未満までの保育が必要とする子供たち、保護者の皆さんの要望にもこたえていくという形で民間の事業者の皆さんにも加わっていただくという形で整備をしてきたところであります。できるだけ、そういう形で地域の皆さんからその地域の中での保育に入ってもらえるように努力をしていきたいと思っております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 保護者が今以上に困ることのないように、ぜひ力を尽くしていただきたいと思っております。そして、先ほど答弁の中でも優先利用、障害を持っている子供さんや虐待のおそれのある子供さんたちが優先に入れる利用があるのだというお話でございましたけれども、これは保護者の方が市に認定して、市では認定書を配付いたしますが、その認定書の中に保育が必要な事由、それから利用時間の区分、短時間か長時間か、それからまた、先ほど出ましたひとり親家族や虐待のおそれのあるなどを理由にした優先利用、それから所得の多い少ないで判断される保護者負担の区分というものが記載されるようになるということです。これでは、家庭の状況がその認定書により容易にわかってしまい、プライバシーの問題も心配ですし、逆にいろんな企業が参入いたしまして株の配当も認めるといった状況にもしもなった場合、そういう優先利用、大変な子供は受け入れないというような事業者も出てくるやもしれないという懸念を持っております。

それで、手続も大変煩雑になって、認定結果が出るまでに時間がかかり申請から原則30日以内となっております。そして、現在8時間もしくは11時間近く保育が利用できた子供たちが、親の就労時間次第では短時間区分と認定され利用時間が短くなる、必要な保育が利用できなくなる可能性があるというんですけれども、この辺についてどのようにお考えなのでしょう。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども概括的にお答え申しあげましたけれども、この優先利用の認定を受けられ

た子供さんや障害を持つ子供さんなどの特別な支援が必要な子供さんについては、市町村がやはり可能な限り施設あるいは事業者の方とのあっせんでありますとか、利用の要請などについて積極的に役割を果たしていくということで、そういう不安や懸念というものを払拭をしていく役割をこれまで以上に取り組んでいかなければならないと思います。

市町村の役割というのは、このシステムの発足になると今まで以上に市町村の役割というのが重要になってきて我々自身も今まで以上にそういう責任が出てくるのではないかと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 今まで以上に責任が重大になるという認識でいらっしゃるということは、大変心強いと思います。ですが、この児童福祉法第24条の中に、保育に欠ける子供を保育しなければならないという義務、これが責務としてすりかえられております。これは義務の場合ですと法的な処分ですとか義務を実施しなかった場合きちんとした判定、基準がされるんですけども、これが責務となった場合、やはり義務と責務では大変な差が生じてくるのではないかと懸念しているのですが、ぜひこれも市長の先ほど来の今まで以上に責任が重大になるという言葉は私はよりどころといたしまして、今後ずっと見守っていきたいと思います。

それで、実際に事業を株式会社、いろんな会社が参入されてまいりますと実際どういうことが起きるかという例として挙げたいと思います。

都会と寒河江市では違う状況もございますが、この制度が一たん通ればこういうことも起こり得るのだという一つの事例としてお聞きいただきたいと思います。

まず、東京都中野区立打越保育園は民営化により営利企業であるビジョンハーツ株式会社に委託されました。その保育園では言うことをきかない子供には手を上げどなるなど力を使って子供をコントロールするというのがなされていまして。手のかかる子は虐げられ集団からはじかれるという状態が生まれたとのこと。そして経費を削るために会議や研修なども非常に少なく、子供たちについて話し合う時間がないため保育士同士の連携がとりにくく子供の状況も把握しにくく、ミスを誘発しているという状況があるそうです。

子供は商品ではありません。子供と保育士の愛着関係や信頼関係を深めたつぷりと時間をかけ、一人一人異なる発達の仕方に手を差し伸べその子なりの成長をじっくり見守るという本来の保育のあり方が壊されている事例があります。

例えば、利益が上がらないからと撤退されたら、保育を必要とする子供たちが突然行き場を失うことも考えられます。介護の分野のコムスンのような例もございます。子供の立場に立って現行制度を守り拡充してほしいと私は望むのですが、この点についてどのようにお考えになるでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お聞きするところというんですかね、現在の制度でも株式会社による認可保育所の経営というのは可能だそうではありますが、新システムでは先ほども申しあげましたとおり国のほうで客観的な基準を設けて、そして参入する場合は行政がきちっとチェックをしながら、その守らない事業者に対してはいろいろ制裁措置を講ずるということの中身に今なっている聞いておりますから、我々としてもそういったところできちっと、迷惑をするのは子供であり保護者でありますから、そういったことが万が一にも生じることがないようにやはりきちっと監視をしながら、

そして基準を遵守していくようにしていかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ぜひ、その言葉を信じていきたいと思っております。

それで、もう一つの例を挙げますが、東京のこれまたある企業の保育園なんです、多様なニーズにこたえるために、入園はいつでも結構です、朝食350円、昼食500円、夕食600円、おやつは150円、入浴シャワー料として300円、そういう例もあります。子供や親がともに育ち合っていくという保育の場がなくなって単なるこれでは預かり所になってしまいます。こういうことも起きないよう、ぜひとも目配り・気配りを強めていただくということをお願いしたいと思えます。

それで、この保育料なんですけれども、認定された時間以外に利用できなくなり、例えば利用した場合それも上乗せ料金となったり、それからパソコン、1間でも述べましたとおりオプション的な保育、教育を望みたいとなるとその基本料金より以上にお金がかかってしまう、そしてお金によって保育に格差が生まれてしまう。これは子供にとって不幸なことだと思いますが、このような保育料の格差についてどのように思われるでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答え申しあげましたけれども、基本的な基準、最低基準と言っているんですかね、国のほうでは。そういう最低的な基準についてはきちっと国のほうで定めてそれを市町村が条例化していくという、全体的にそういう仕組みでありますし、逆に今お話しにもなりませんでしたが、上乗せ料金的な発想もありましょうが、逆に値下げダンピングというようなことで価格競争的なものも、国のほうではそういう心配もしているというところもあります。そういったところである程度価格基準というんですか、基準について示して、そういう不適切な競争あるいは保護者の負担増ということがないようにしていくということですから、我々としてもそういったことを国の考え方を踏まえて対応していくとしたいと考えております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 値下げが心配されるということでしたが、保育がお金によって差別されるという大きな仕組みそのものは同じだと思います。これでは子供たちはかわいそうだと思います。

そして、その保育もお金次第だ、教育もお金次第だとなっていったら、子供たちはどのようになるのでしょうか。例えば、保育時間の認定、短時間、長時間ありますけれども、例えばある1日にだれちゃんは短時間で午前中、だれちゃんは午後から、だれちゃんは1日と時間で区別されますと子供たちが保育を利用する時間がばらばらになりまして、集団での生活とか遊びは大変困難になると思われれます。例えば、保育というのは集団の場でみんなと同じ、例えば、給食がおいしい、おやつがおいしいね、そういう一つの場所で一つの時間で共有して育ち合っていくわけです。それが時間の区分によってばらばらにされて、もっとだれちゃんと遊びたいのにだれちゃんはもう帰る時間だ。その1日の保育時間がばらばらにされます。そしてこの中でいきますとパートの保育士もふえ、保育士も1日に何回も入れかわるという状況も生まれかねないということです。これでは、保育が今まで保障されてきた保育がないがしろにされると思うのですが、私はこのような弊害を生む子ども・子育て新システムはしないほうがいいと思うのです。

先ほど市長は、さらに高い保育の質、教育の質が求められるだろうとおっしゃいましたが、本当にそうなのでしょうか。情報を収集するということで、広く深く情報の収集にも努められて、私は

この制度、踏ん張って国会を通さないことのほうが子供のためになるのではないかと思います。

それで、これに対するいろんな団体の行動や考え方やら表明しております。まず、一般社団法人の保育会の方、それから日本保育学会、保育政策研究委員会などが八つの疑問としていろいろな見解を出しております。そしてさらに、日本弁護士連合会、その方たちも子供の健全な育ちを保障できないとして表明しております。私はこのように全国の多くの議会で県議会、市議会も含めまして3月31日現在で200以上の意見書も出ておりますので、これは私そのような立場でこの子ども・子育て新システムを通さないという立場で一緒に行動していけたらと思っております。

日本の保育士の労働は、世界的に見てもとても大変だと思います。3歳児、日本は保育士1人に対して20名です。ですが、ニュージーランドは6名、アメリカは7名、フランスは8名と、もう断然に日本の保育士はかなりの労働を強いられていると思いますが、先ほど答弁の中にもそういう基準を引き上げていくこともできるのだという内容があったと思いますが、このような状態で本当に基準を引き上げていくことができるのか、お伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からはいろいろな現状について御指摘をいただいているわけでありましてけれども、やはり保育所あるいは幼稚園もそうだと思いますけれども、入る以前と入ってからでは子供たちの育ちというのは随分変わってくる、集団生活の中でいろいろと他人との協調でありますとかそういったことを学んでいきながら成長していくということをつぶさに感じるわけでありまして、そういった現在の保育所あるいは幼稚園のあり方というものはやはりこれからも必要でありますし、できるだけその集団生活を営めるような環境をつくっていくことは必要だと思います。ただ、保護者の皆さんのいろいろな事情があつて、朝早くからとか夕方遅くとかそれぞれの状況がありますから、なかなかその点については我々としてもそれぞれの保護者の皆さんの要求にこたえていくということも、やはり我々の仕事かなと思っているところであります。

それから、このシステムのいろんな、国のほうでも説明会がなされているわけでありましてけれども、先ほど申しあげました職員の体制などについてもできる限り今の基準を維持しながらそして職員配置基準などについては引き上げを検討していくということを表明しておりますから、我々としてもそこは充実をして子育ての環境あるいは勤務環境というものもあわせて充実が図られるものと思っているところであります。す。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 国が保育配置基準の引き上げを望んで、決めているということでございましたけれども、私の今まで見てきました資料の中ですと、例えば地域型保育所、家庭保育、保育ママですとかベビーホテルですとか、そういう認可外の施設、そういうところでは、国が基準を定めその詳しい内容は都道府県が政令で定め市町村が条例化できるとなっているわけですが、ただでさえ世界の水準の中で低いこの子供1人当たりの床面積、これが取り払うとなればさらに1人当たり3.3平方メートルゼロ歳、1歳児、2歳児以上は1.98平方メートル、これ以上なくてもできると、下げられる可能性だってあるわけです。そうした場合に、本当に市はそういう事業者、株式会社の指定をすとなっておりますが、ここのところで本当の意味で子供たちにとってのセーフティーネットが張られるのかさらにお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としてはいろんな角度から事業を推進していくということは、将来的には必要なことだと思います。それはなぜかといいますと、先ほど議員も御指摘ありましたが、希望する保育環境にこたえていくということもやはり大事であります。御案内のとおり、寒河江市内ではほとんど待機児童は少なくなってゼロということになっておりますけれども、地域によってはそういうことが出てきている、若干のアンバランスも出てきているということでもありますから、そういったところのバランスを確保していきながら環境をよくしていくということが必要だと思えます。

現在は、御案内のとおり指定管理者のほうにお願いをして2カ所の保育所について運営をしていただいているわけですが、大変地元の方からも我々としては好評を得ているのではないかと思います。そういったノウハウ、民間のノウハウも活用するということは、やはり福祉全体にとっても意義あることではないのかと思っておりますが、先ほど御指摘のとおりやはり水準を低下をさせるあるいはいたずらに競争を刺激するということがあってはならないと思えますし、全体として福祉の水準を向上させるという観点から、やはりそういう意味ではしかるべき適正な民間事業者の人に参入していただくことについてはやむを得ないのではないかと、それは推進すべきなのではないかということも考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 現在、寒河江市内の保育施設、保育士も保護者も大変頑張っております。指定管理者の方も精いっぱい仕事なさっております。ですが、その中の保育士のパート・臨時職員は正規よりも多いということですね。これでは、先ほど一番最初に言いました公立保育所の民営化がこれからどんどん進んでいくのではないかと懸念があるわけです。そういった場合に、保育士の労働のあり方、それから保護者の負担にならないあり方、そういうことをぜひとも考えていただきたいと思います。今現在の寒河江市の保育施設で働く方に何名かお会いしてお話を伺ってまいりましたが、こんな子育て・子どもシステムを通したら子供が本当にかわいそうだと言って私がしゃべるのを遮るようにしてしゃべっておられた、そういう方もおります。ですので、今からこの子ども・子育て新システムに乗じて民営化を進めるという立場ではなくて現行制度の拡充で子供たち、保育士、保護者の要望を拡充していただけますように、実現していただけますようお願いしたいと思います。

地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。自治体の仕事というのは、国がひどい仕打ちをしてきてもそれに立ちはだかつて防波堤の役割を果たすことだと私は思います。どうか、この考えに依拠してこれからの子育て支援、ますます力を入れてくださるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。一緒に子育て支援、頑張ってもらいましょう。ありがとうございました。

散 会 午後1時31分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。